

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第37号 宇治市農業委員会委員等定数条例の施行期日を定める規則…………… (農林茶業課) … 2

選 挙 管 理 委 員 会

- 規程第2号 農業委員会委員選挙事務執行規程を廃止する規程………… 2

公 営 企 業

- 告示第9号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始…………… 2
- 公告第19号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定…………… 2

規 則

宇治市農業委員会委員等定数条例の施行期日を定める規則を、ここに公布する。

平成29年7月19日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第37号

宇治市農業委員会委員等定数条例の施行期日を定める規則
宇治市農業委員会委員等定数条例（平成29年宇治市条例第2号）の施行期日は、平成29年7月20日とする。

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会規程第2号

農業委員会委員選挙事務執行規程を廃止する規程を、次のとおり定める。

平成29年7月19日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

農業委員会委員選挙事務執行規程を廃止する規程

農業委員会委員選挙事務執行規程（昭和26年宇治市選挙管理委員会規程第3号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年7月20日から施行する。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第9号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

平成29年7月28日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平成29年7月28日	木幡南端の一部、菟道門前の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター
平成29年7月28日	宇治蔭山の一部・半白の一部、神明宮北の一部、小倉町東山の一部、広野町小根尾の一部・大開の一部・寺山の一部・尖山の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第19号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、平成29年7月12日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

平成29年7月28日

宇治市長 山本 正

指定番号 第450号 日笠設備工業株式会社